

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成11年 7月19日

住 所 北海道北斗市七重浜1丁目8番1号

氏 名 日本公防株式会社  
代表取締役 葛西 祐康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西 川 将 人



許可の年月日	平成11年7月19日	許可番号	上環生第4259号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破砕施設) 廃プラスチック類		
設置場所	北海道旭川市流通団地3条4丁目20番1		
処理能力	14.4 t/日 (8時間)      1.8 t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <u>      </u> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成22年8月25日許可証書換え交付

(日本工業規格 A列4番)